

岩手県ユニセフ協会

2022年度

第1回理事会・評議員会 議案書



ウクライナ緊急募金

岩手県ユニセフ協会

プログラム

日 時 2022 年 4 月 25 日（月） 13：30～15：00

会 場 アイーナ 8F 812 号室

1、開会

2、あいさつ

3、議長選出

4、議事録署名人

5、書記任命

6、議案の提案

第 1 号議案 2021 年度事業報告・決算報告・監査報告の件

第 2 号議案 2022 年度事業計画・収支予算（案）の件

第 3 号議案 岩手県ユニセフ協会役員に関する件

7、その他

8、議長解任

9、閉会

第1号議案 2021年度事業報告・決算報告・監査報告の件

ユニセフ（国連児童基金）は、世界中のすべての子どもたちが健やかに育ち、持って生まれた可能性を十分に伸ばすことができる世界を目指して活動している国連機関です。日本を含む33の先進工業国では、ユニセフ協会（国内委員会）が、自国を含めた世界中の子どもの権利を守るためユニセフ本部と連携して、ユニセフを支える募金活動、ユニセフや世界の子どもたちの広報活動、子どもの権利の実現を目指して国や企業などへの政策提言（アドボカシー）活動に取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症が蔓延し深刻な状況下にある中、世界の子どもたちをめぐる状況は、紛争、食糧危機、自然災害の脅威が子どもたちの命と尊厳を脅かしており、ユニセフの支援を必要としています。

2021年度、岩手県ユニセフ協会は設立20周年を迎え、3月に記念事業「安田菜津紀さん講演会」を開催しました。また20周年を記念して、団体賛助会員や継続して支援してくださった団体・学校に感謝状を贈呈しました。新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止になった活動もある中、ユニセフ・パネル展、ユニセフ・シアター、ユニセフ出前講座などを開催することができました。

いわて生協は、アフガニスタンの人道危機、ハイチ地震への緊急募金に取り組みました。

個人で1,000万円を寄付してくださった方2名に感謝状を贈呈しました。

個人・団体からのユニセフ募金の合計は2021年度末、2,765万4,682円です。



（左から岩手県生協連 吉田専務 岩手県学校生協 川村専務
岩手日報代表取締役社長 東根社長 （株）モリレイ 似里常務
（株）サンギフト代表取締役 千田社長 いわて生協 石橋副理事長）
ほかに盛岡レオクラブ様、県立不来方高校音楽部様にも贈呈



兼田様へ感謝状贈呈
（1,000万円寄付）



道尻様へ紺綬褒章お届け
（1,000万円寄付）

1. 岩手県ユニセフ協会の運営

（1）第1回理事会・評議員会を4月27日、第2回理事会を10月28日に開催しました。

（2）経費は、日本ユニセフ協会との協力協定および協力協定細則に基づき、運営仮受金702,000円、地域普及仮受金2,670,000円、特別事業仮受金500,000円を受け、支出しました。

(3) 県協会の活動は、ボランティアスタッフ（盛岡 25 名、花巻 15 名）がユニセフ出前講座、イベントへの対応をしました。

① 県協会の日常的な運営や企画の具体化を話し合う運営会議（構成：専務理事・常務理事・ボランティアスタッフ）を年 7 回開催し、活動を円滑にすすめてきました。また花巻友の会は、年 5 回運営会議を開き、運営や活動の交流を深めました。いわて生協ユニセフくらは独自の活動と、県協会ボランティアスタッフとして一緒に活動しました。

② 諸会議・研修への参加

2 月 12 日 岩手県国際交流関係団体連絡会議

2 月 19 日 全国地域組織事務局長 web 会議

6 月 23 日 学習講師 web 研修会

9 月 16 日 マラウィ事務所報告 web 研修会

11 月 4 日 日本生協連 ユニセフ活動 web 交流会

12 月 17 日 アフガニスタン、イエメン web 報告会

2. 募金活動と賛助会員の状況

(1) 2020 年 1 月から 12 月末までに寄せられた募金額は、2,765 万 4,682 円です。

(2) 一般募金と指定募金

① 学校では、国際理解講座としてユニセフに取り組み「世界の子どもたちを知り、自分たちにできることを見つけよう」と資料・ビデオ学習し、ユニセフ募金に 34 校が取り組みました。

② 花巻友の会は、3 月ユニセフ写真パネル展を実施しました。ユニセフ・シアター、ユニセフバザーは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しました。

③ いわて生協は、お店に募金箱を設置して、ファミリー募金、書き損じ・未使用ハガキなどに取り組みました。全国の生協の取り組み「CO・OP コアノンスマイルスクールプロジェクト」でアンゴラの子どもたちに学校づくり支援と、東ティモール指定募金に取り組みました。アフガニスタンの人道危機、ハイチの自然災害への緊急募金にも取り組みました。



いわて生協牧野林店での募金活動

④ 岩手県学校生協では「1 万人ユニセフ募金活動」募金、東ティモール指定募金に取り組んでいます。学校生協に届けられた学校児童会・生徒会の募金に対し、34 校に感謝状を届けました。

- ⑤ 募金贈呈式を行った団体・学校は、盛岡レオクラブ、花巻市立八重畑小学校、盛岡市立大新小学校、紫波町立星山小学校、盛岡市立松園中学校、北上市立飯豊小学校、県立不来方高校音楽部、盛岡スコーレ高校です。



盛岡レオクラブ様より



県立不来方高校音楽部様より

(設立 20 周年記念講演会で)

- ⑥ ユニセフ ハンド・イン・ハンド（全国一斉街頭募金活動）
2021 年のテーマは「すべての子どもの権利が実現される世界を」でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため街頭募金はできず、支援者の方々にファミリーボックスを送付して募金のお願いをしました。また、スマホやパソコンから募金できる「フレンドネーション」を立ち上げ取り組みました。(募金額 54,550 円)



(3) ユニセフ募金箱の設置

花巻 8 ケ所、盛岡 6 ケ所の店舗・ホテルに募金箱設置のご協力をいただき、年 1 回募金回収して日本ユニセフ協会に送金しました。

(4) ユニセフ賛助会員

期末現在、賛助会員は、団体 5、一般 161、学生 1 計 167 名です。

3. 広報活動・開発活動

(1) 広報活動

- ① ユニセフ視聴覚ライブラリーをイベント・出前講座に活用しました。
- ② 日本ユニセフ協会発行の資料を活用しました。
- ③ 世界の子どもたちの現状を伝え、ユニセフへの理解と支援を広めるユニセフ講座を開催しました。
- ④ 岩手県ユニセフ協会ニュースを 2 回発行しました。
- ⑤ ホームページのメンテナンスをしました。

(2) 開発活動

①ユニセフボランティア活動を広めるためのユニセフ講座は、外部講師を呼ぶ形の講座ではなく、運営会議の後半に運営会議のメンバー対象のスキルアップの研修をしました。

②ユニセフ出前講座は、金ヶ崎町立西小学校、盛岡市立上田小学校、金ヶ崎町立永岡小学校で開催。一般向けでは、いわて生協にのへコープの親子企画、金ヶ崎国際交流協会主催の大人対象の出前講座も好評でした。学校募金贈呈式でもユニセフ活動のお知らせをしました。



盛岡市立上田小学校



金ヶ崎町立永岡小学校



いわて生協にのへコープ

4. ユニセフパネル展

長谷部誠大使のパネル展

「ギリシャ難民キャンプ訪問『すべての子どもに、夢を』」を

2月15～19日盛岡

3月18～22日花巻 で開催しました。



5. 第10回ユニセフ・ラブウォーク in いわて

5月16日に開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止としました。

6. ユニセフ・シアター 「ラジオ・コバニ」

7月18日、岩手教育会館多目的ホールにて、コロナウイルス感染防止に留意して開催しました。ユニセフ賛助会員・支援者など75名が鑑賞しました。「子どもの権利条約30周年」のシアターシリーズの1作で、「イスラム国（IS）からの支配を脱したシリア北部の街コバニを舞台に、大学生のディロバンが、手作りのラジオ局を始め、人々に希望をもたらしていく姿を収めたドキュメンタリー映画でした。参加者からは「シリアの人々の生活が身近に感じられ、戦争の哀しさを強く感じた」「世界に目を向けるととても残酷だと思った。戦争をしてはいけないと思った」などが寄せられました。



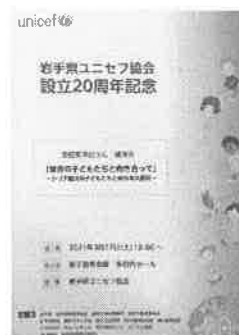
「ラジオ・コバニ」



「ラジオ・コバニ」会場

7、岩手県ユニセフ協会設立 20 周年記念講演会

岩手県ユニセフ協会は、2001 年 12 月 8 日、国内で 10 番目の県支部「(財) 日本ユニセフ協会 岩手県支部」としてスタートしました。2011 年 4 月 1 日、新公益法人化に伴い、「岩手県ユニセフ協会」に名称を変更して現在に至ります。10 周年の年に東日本大震災に遭遇し、日本ユニセフ協会と連携して緊急復興支援活動にも取り組みました。そして 2021 年 3 月、設立 20 周年記念事業として「安田菜津紀さん講演会」を開催しました。記念イベントとして県立不来方高校音楽部が全国トップレベルの歌声を響かせて盛り上げました。



2021 年度 業務日誌

- 1 月 15 日 (月) 期末監査
- 1 月 18 日 (月) 第 1 回運営会議
- 1 月 25 日 (月) 金ヶ崎町立西小学校出前講座
- 2 月 9 日 (火) 花巻友の会運営会議
全国地域組織事務局長会議
- 2 月 12 日 (金) 岩手県国際交流協会団体連絡会議
- 2 月 15 日 (月) いわて生協ユニセフくらぶ
- 2 月 15~19 日 ユニセフパネル展 (盛岡)
- 2 月 19 日 (金) 全国地域組織事務局長会議 (web)
- 2 月 26 日 (金) 感謝状贈呈 (兼田様)
- 3 月 1 日 (月) 第 2 回運営会議
- 3 月 6 日 (土) 募金贈呈式 (盛岡レオクラブ様より)
- 3 月 10 日 (水) 募金贈呈 (盛岡市立松園中学校より)
第 3 回運営会議
- 3 月 18~22 日 ユニセフパネル展 (花巻)

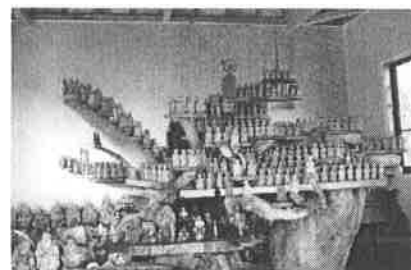


盛岡レオクラブ様より募金贈呈

3月27日(土) 設立20周年「安田菜津紀さん講演会」
 4月15日(木) 花巻友の会運営会議
 4月26日(月) 第3回運営会議
 4月27日(火) 第1回理事会・評議員会
 5月10日(月) いわて生協ユニセフくらぶ
 5月27日(木) 感謝状贈呈(道尻様)
 6月2日(水) 現地視察研修(web)
 「千体仏」募金(宮古市 宝来様より)
 6月10日(木) 花巻友の会運営会議
 全国地域組織事務局長 web 会議
 6月23日(水) 第4回運営会議 学習講師研修会(web)
 7月17日(土) いわて生協にのへこーぷ親子企画
 7月18日(日) ユニセフ・シアター 「ラジオ・コバニ」
 8月6日(金) 横山さん(高校1年生)「探究学習」で来所
 8月24日(火) 「タンザニア事務所インターン報告」(web)
 9月16日(木) 「マラウィ事務所報告」(web)
 9月21日(火) 緊急募金活動(いわて生協と一緒に)
 10月14日(木) 花巻友の会運営会議
 10月18日(月) 第6回運営会議 ボランティア研修
 10月27日(水) 盛岡市立上田小学校 出前講座
 10月28日(木) 第2回理事会
 10月29日(金) 金ヶ崎町国際交流協会出前講座
 金ヶ崎町立永岡小学校出前講座
 11月4日(木) 日本生協連ユニセフ活動交流会(web)
 11月10日(水) 盛岡市内募金箱回収
 11月15日(月) 第7回運営会議 ボランティア研修
 12月7日(火) いわて生協ユニセフくらぶ
 12月10日(金) 道尻様へ褒章お届け
 いわて生協より緊急募金贈呈
 12月15日(水) 花巻友の会 募金箱回収・運営会議
 12月17日(金) 「アフガニスタン、イエメン」報告会(web)



安田菜津紀さんサイン会



千体仏



盛岡一高生横山さん



いわて生協より募金贈呈

【貸借対照表】

2021 年 12 月 31 日現在

科 目	金 額		
I.資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
県協会 現金	46,523		
県協会普通預金	52,555		
県協会現金預金計		99,078	
花巻友の会 現金	0		
花巻友の会現金預金計		0	
流動資産計			99,078
2 固定資産			
什器備品	0		
固定資産計		0	
資産計			99,078
II.負債の部			
1流動負債			
預かり金 ユニセフ募金	0		
流動負債計			0
III.正味財産の部			
正味財産			99,078
負債及び正味財産の合計			99,078

岩手県ユニセフ協会収支決算(2021年12月31日)

収入の部

- (1) 日本ユニセフ協会との協力協定および協力協定細則に基づき、運営費仮受金 702,000 円、地域普及仮受金 2,670,000 円、特別事業仮受金 500,000 円です。

支出の部

(1) 事業費

- ① 催事費はユニセフ講座、ユニセフ・シアター上映などの経費です。
- ② 資料制作費は岩手県ユニセフ協会ニュースなどの作成費です。
- ③ 通信運搬費は賛助会員へのお知らせや、学校・団体への視聴覚教材・資料等の送付にともなう郵便代・宅配便代・切手代、電話代などです。
- ④ 消耗品費は、広報活動にかかわる封筒・文具等の購入によるものです。
- ⑤ ボランティア費は、ボランティアの啓発・活動を行う際にかかる保険・交通費などです。

(2) 運営費

- ① 会議費は、理事会・評議員会・運営会議の経費です。
- ② 通信運搬費は、会議にともなう送料、ホームページ作成経費などです。
- ③ 消耗品費は、封筒・文具等の購入などです。
- ④ 印刷製本費は会議資料作成の経費です。
- ⑤ 次期繰越金について、日本ユニセフ協会との取り決めにより返金しました。

岩手県ユニセフ協会 2021年度収支決算書

至2021. 1. 1~2021. 12. 31迄

収入の部

大項目	中項目	小項目	2021年度予算	2021年度実績	予算比%	実績 内訳		備考
仮受金収入						県協会	花巻	
	運営費仮受金		702,000	702,000	100.0%	602,000	100,000	前年1月~12月当該県の納入会費の50%
	地域普及費仮受金		2,670,000	2,670,000	100.0%	2,670,000	0	地域普及費仮受金実施要項に基づく
	特別事業仮受金		500,000	500,000		500,000	0	
寄付金収入								
会費収入(独自)								
補助金収入								
	公的機関からの補助金		0	0		0	0	
	民間からの補助金		0	0		0	0	
雑収入			0	11		11	0	預金利息
小計			3,872,000	3,872,011		3,772,011	100,000	
前期繰越金			55,428	55,428	100.0%	55,428	0	
合計			3,927,428	3,937,439	100.3%	3,827,439	100,000	

支出の部

大項目	中項目	小項目	2021年度予算	2021年度実績	予算比%	県協会	花巻	備考
事業費			2,970,000	2,739,400	92.2%	2,697,040	42,360	
	啓発・募金活動費		2,470,000	2,211,679	89.5%	2,169,319	42,360	
		催事費	730,000	558,409	76.5%	558,409	0	催事実施費用、他団体との交流、募金活動
		資料制作費	300,000	273,911	91.3%	273,911	0	機関誌・募金報告書ほか資料作成費
		旅費交通費	250,000	198,785	79.5%	156,865	41,920	啓発・募金活動にかかる旅費と交通費
		通信運搬費	250,000	258,842	103.5%	258,842	0	事業に伴う郵送料・宅配代・切手代・電話代
		消耗品費	50,000	44,813	89.6%	44,373	440	啓発・募金活動にかかる文房具代
		ボランティア交通費	20,000	8,050	40.3%	8,050	0	ボランティア交通費・保険など
		アルバイト費	30,000	32,629	108.8%	32,629	0	臨時または定期的なアルバイト手当
		光熱水費	0	0	—	0	0	電気代・ガス代・水道代
		事務所借料	0	0	—	0	0	
		OA機器リース料	30,000	23,760	79.2%	23,760	0	
		事務局スタッフ費	800,000	805,000	100.6%	805,000	0	専従スタッフの手当
		雑費	10,000	0	74.8%	7,480	0	啓発・募金活動にかかるその他経費
	特別事業費		500,000	527,721	105.5%	527,721	0	
運営費			932,000	858,961	92.2%	829,515	29,446	
	会議費		150,000	115,199	76.8%	85,753	29,446	打合せ、お茶代
	通信運搬費		160,000	157,542	98.5%	157,542	0	日常業務に関わる郵便代・HP
	消耗品費		20,000	27,500	137.5%	27,500	0	文房具 封筒代
	図書資料費		0	0	—	0	0	
	印刷製本費		50,000	29,040	58.1%	29,040	0	議案書・日常書類作成
	光熱水費		0	0	—	0	0	電気代・ガス代・水道代
	賃貸料		0	0	—	0	0	
		事務所借料	0	0	—	0	0	
		OA機器リース料	0	0	—	0	0	
	備品購入費		0	0	0.0%	0	0	
	交通費		140,000	120,000	85.7%	120,000	0	事務交通費
	事務局スタッフ費		402,000	400,000	99.5%	400,000	0	専従スタッフの手当
	雑費		10,000	9,680	96.8%	9,680	0	日常業務に関わるその他経費
	租税公課		0	0	—	0	0	
小計			3,902,000	3,598,361	92.2%	3,526,555	71,806	
残金							28,194	県協会へ返金
日本ユニセフ協会へ返金			0	230,000	—	230,000	—	
次期繰越金			25,428	99,078		99,078	0	
合計			3,927,428	3,927,439	—	3,855,633	100,000	

監査報告書

岩手県ユニセフ協会
会長 東根 千万億 様

私たち監事は、2021年1月1日から12月31日までの業務執行状況ならびに決算について監査を行ないましたのでご報告いたします。

- 1、日 時 2022年1月12日（金）14：00～15：00
- 2、会 場 いわて生協本部2階 会議室
- 3、対 象 2021年1月1日～12月31日
業務執行状況ならびに財務諸表監査
- 4、立会人 事務局長 反町久美 事務局スタッフ 大和田宏美
- 5、監査報告 2021年度期末決算書につき、監査しましたところ適正に処理されておりましたので報告いたします。

2022年1月12日

監 事

沼 田

聡



監 事

碓 田 朋 子



2021年度ユニセフ募金

(2021年1月1日～2021年12月31日)

総額 27,654,682 円

募金種別

東ティモール指定募金	1,300,000 円
ロヒンギャ緊急募金	10,000,000 円
人道危機緊急募金	1,553,890 円
自然災害緊急募金	1,444,014 円
コロナ緊急募金	55,014 円
一般募金	13,301,764 円
計	27,654,682 円

内訳

岩手県学校生協	1,195,038 円
いわて生協	5,503,775 円
個人(2名)	20,000,000 円
個人・企業	955,869 円
計	27,654,682 円

県内のユニセフ募金のあゆみ (マンスリーサポート含まず)

年 度	募 金 額	指 定 募 金・緊 急 募 金
2001年度	734万円	インド 指定募金 アカシ難民緊急募金
2002年度	704万円	インド 指定募金
2003年度	1,004万円	インド 指定募金 イク・イク緊急募金
2004年度	1,938万円	インド 指定募金 スマトラ沖緊急募金
2005年度	1,088万円	パル指定募金 スマトラ・パキスタン緊急募金
2006年度	874万円	パル指定募金 ジヤワ島・スダナール緊急募金
2007年度	918万円	パル指定募金 バングラデシュ・サイクロン緊急募金
2008年度	1,282万円	パル指定募金 ミャンマー・中国大地震緊急募金
2009年度	1,288万円	パル指定募金 フィリピン台風・サエ・スマトラ・ハイチ地震緊急募金
2010年度	752万円	パル指定募金 ハイチ地震緊急募金
2011年度	323万円	パル指定募金 東日本大震災緊急募金
2012年度	577万円	パル指定募金 東日本大震災緊急募金
2013年度	631万円	パル指定募金 シリア緊急募金 フィリピン台風緊急募金
2014年度	1,081万円	パル指定募金 イラク出血熱緊急募金 フィリピン台風緊急募金
2015年度	1,705万円	東ティモール指定募金 イラク出血熱緊急募金 パル大地震緊急募金
2016年度	747万円	東ティモール指定募金 アフリカ干ばつ緊急募金 パル大地震緊急募金
2017年度	543万円	東ティモール指定募金 シリア緊急募金 北アフリカ緊急募金
2018年度	511万円	東ティモール指定募金 北アフリカ緊急募金
2019年度	518万円	東ティモール指定募金 北アフリカ緊急募金
2020年度	547万円	東ティモール指定募金 コロナ緊急募金
2021年度	2,765万円	東ティモール指定募金 緊急募金(人道危機・自然災害・コロナ・ロヒンギャ)

注1:指定募金(東ティモール)は東北の生協が取り組んでいる指定募金で、県内ではいわて生協、学校生協が参加しています。

注2:払込用紙の通信欄に県協会コードK1-030(岩手県ユニセフ協会)と記入して送金いただいた募金です。

第2号議案 2022年度事業計画・収支予算（案）の件

岩手県ユニセフ協会は（公財）日本ユニセフ協会の全国26地域組織のひとつです。日本ユニセフ協会との「協力協定」のもと、岩手県内において唯一のユニセフ組織として、募金活動、広報活動、「子どもの権利」の実現を目的としたアドボカシー（政策提言）活動をすすめていきます。

新型コロナウイルス感染症の影響で、世界中の国々が困難な状況に直面する中、紛争や自然災害、気候変動によってすでに危機に直面していた国々の子どもたちの生活は、以前にも増して深刻なものとなっています。アフガニスタンの人道危機、トンガの噴火・フィリピン台風などの自然災害により、子どもたちの笑顔が消えている厳しい状況に加えて、今年2月にはロシアによるウクライナへの軍事侵攻が開始され、ウクライナの子どもたちや家族の生活に大きな影響を与えています。ウクライナ国内の子どもたちや難民となった子どもたちの支援など、子どもたちの命と未来を守るためのユニセフの支援がこれほど求められていることはありません。

ユニセフは、子どもの権利の危機を防ぐために最も弱い立場の子どもの命を守る活動を続けます。ユニセフの広報・啓発活動、募金活動などを通してユニセフの輪を広げ、諸団体と提携し地域に根ざした活動をすすめていきます。

1. 募金活動と会員の拡大に取り組みます。

（1）一般募金の理解を広げ募金に取り組みます。

- ① 広く県民、団体、企業に、ユニセフ活動を普及し募金協力を広げます。
 - ・各生協での、ユニセフファミリー募金、お年玉募金、指定募金(東ティモール)の支援をします。
 - ・この間、ユニセフ募金に取り組んでいる企業・団体に資料等を提供し、取り組みを呼びかけます。
- ② 学校募金活動を広げます。
 - ・学校への資料提供、ユニセフ出前講座の講師派遣をします。
 - ・ユニセフハンド・イン・ハンド（全国一斉街頭募金）を花巻市、盛岡市、宮古市で行います。
- ③ 外国コイン、古切手、書き損じハガキの回収に取り組みます。

（2）日本ユニセフ協会からの呼びかけによる「緊急募金」に取り組みます。

人道危機緊急募金、シリア緊急募金、アフリカ栄養危機緊急募金、ロヒンギャ難民緊急募金、自然災害緊急募金、新型コロナ緊急募金、ウクライナ緊急募金。

（3）他団体との提携

協力できる団体と、随時提携します。

（4）県内に友の会の組織作り

（5）ユニセフ募金箱設置協力を呼びかけます。

（6）ユニセフ活動を応援する会員拡大は、賛助会員が200人を超えるよう取り組みを強めます。募金額は1,000万円をめざします。

2、広報活動・開発教育に取り組みます。

(1) 広報活動

- ① ユニセフ視聴覚ライブラリーの貸し出しをします。
- ② 日本ユニセフ協会発行の資料をお知らせし、活用します。
- ③ ユニセフパネル展等を通して、世界の子どもたちの現状を伝え、ユニセフへの理解と支援を広めます。
- ④ 岩手県ユニセフ協会ニュースを年3回発行します。
- ⑤ ホームページを充実させます。

(2) 開発活動

- ① 学校や団体の要請に応え、「ユニセフと地球のともだち」を気軽に学習できるユニセフ出前講座を実施します。
- ② 「世界の子どもたちの現状と子どもの権利条約」を学び、ボランティア活動をすすめるため、ユニセフ講座を開催します。
- ③ 学生ボランティアの運営参加と場づくりに積極的に取り組みます。

3、第10回ユニセフ・ラブウォーク in いわて

ウォーキングをすることが、世界の子どもたちの支援になるという募金活動「ユニセフ・ラブウォーク」を開催します。「健康づくり」と「世界の子どもたちへの募金」を結び付けたこの活動は、1965年にイギリスで生まれ、気軽にできるユニセフ支援活動として広がり、日本では1983年に始まりました。この参加費をユニセフ募金とします。2019年の第9回を最後に、コロナにより開催を2年中止しているため、今回は第10回となります。

日 時： 2022年5月15日（日）

会 場： 盛岡城跡公園広場 スタート・ゴール

コース： 中津川河川敷散策コース 5km・10km

参加費： 大人500円・子ども（18歳未満）200円（共にユニセフ募金、保険の費用を含む）

主 催： 岩手県ユニセフ協会

共 催： 岩手県ウォーキング協会、盛岡市ウォーキング協会

4、ユニセフ・パネル展

- ・パネル展は、ユニセフ・シアターと同時期に同会場で開催します。

期 間：2022年7月16（土）～22日（金）（初日はユニセフ・シアターを同会場で上映）

会 場：岩手教育会館 ふれあいギャラリー

- ・いわて生協の店舗でもパネル展・ポスター展に取り組みます。



2/28~3/3 いわて生協 仙北店 パネル展

5、ユニセフ・シアター 『バレンタインー揆』

ユニセフ・シアターは、ユニセフ・パネル展と同時開催します。

【あらすじ】日本の女の子3人が、アフリカのガーナで出会った現実とは、たくさんの子どもたちがカカオ農園で働かされ、学校に通うこともできない「児童労働」でした。バレンタインデーに、フェアトレードで作られたチョコレートを選んでほしい、そんな想いを胸に動き出す日本の女の子たちの物語です。

日 時：2022年7月16日（土） 10：30～ 13：30～（2回上映）

会 場：岩手教育会館 多目的ホール



6、岩手県ユニセフ協会の運営

(1) 理事会 年2回 4月、10月 評議員会 年1回 4月

(2) 運営会議 年間 8回

7、ウクライナ緊急募金

2月24日、ロシアはウクライナに軍事侵攻を始めました。差し迫った脅威にさらされる子どもたちのために急ぎよ、ユニセフ・ウクライナ緊急募金を行いました。東根会長の呼びかけで、3月5日（土）13：00～カワトク前で2時間の募金活動。多くの方の協力があり、関心の高さがうかがえました。

2時間で162,771円が集まりました。



3/5 カワトク前での募金活動

2022年地域組織収支予算書

地域組織組織名:岩手県ユニセフ協会

収入の部

大項目	中項目	小項目	合計
協会からの仮受金収入			
	運営費仮受金		702,000
	地域普及費仮受金		2,670,000
	特別事業仮受金		
寄付金収入			
会費収入(独自)			
補助金収入			
	公的機関からの補助金		
	民間からの補助金		
雑収入			
募金仮受入金			
小計			
前期繰越金			99,078
収入合計			3,471,078

支出の部

事業費			2,480,000
	啓発・募金活動費		2,480,000
		催事費	720,000
		資料製作費	300,000
		旅費交通費	250,000
		通信運搬費	250,000
		消耗品費	50,000
		ボランティア費	20,000
		アルバイト費	50,000
		光熱水費	
		事務所借料	
		OA機器リース料	30,000
		事務局スタッフ費	800,000
		雑費	10,000
	特別事業費		
運営費			932,000
	会議費		150,000
	通信運搬費		170,000
	消耗品費		20,000
	図書購入費		
	印刷製本費		30,000
	光熱水費		
	賃借料		
		事務所借料	
		OA機器リース料	10,000
	備品購入費		20,000
	交通費		120,000
	事務局スタッフ費		402,000
	雑費		10,000
	租税公課		
募金仮受入金払い出し金			
日本ユニセフ協会へ返金			
小計			3,412,000
次期繰越金			59,078
支出合計			3,471,078

第3号議案

岩手県ユニセフ協会 役員に関する件

差し替え

2022年4月21日現在(敬称略50音順)

役 職	お 名 前	役 職 名
顧問	達 増 拓 也	岩手県知事
顧問	三 浦 宏	(株) 岩手日報社相談役
会 長	東 根 千万億	(株) 岩手日報社代表取締役社長
副 会 長	飯 塚 明 彦	岩手県生活協同組合連合会会長理事
	小 川 智	岩手大学学長
専務理事	石 橋 百合子	いわて生活協同組合副理事長
常務理事	安 藤 厚	元岩手県教育委員長
	佐 藤 愛 理	いわて生活協同組合常務理事
	○沼 田 聡	岩手県学校生活協同組合専務理事
	林 正 文	岩手県ユニセフ協会花巻友の会会長
	守 谷 祐 志	日赤岩手県支部有功会連合会会長
	吉 田 敏 恵	岩手県生活協同組合連合会専務理事
理 事	○泉 澤 毅	岩手県中学校長会常任理事
	岩 舘 智 子	(社) 岩手県PTA連合会会長
	岩 間 由記子	立正佼成会盛岡教会 東日本教区長
	小 川 彰	岩手医科大学理事長
	小 原 紀 彰	(社) 岩手県医師会会長
	鎌 田 英 樹	(株) IBC岩手放送代表取締役社長
	榎 野 信 治	(株) テレビ岩手代表取締役社長
	金田一 文 紀	岩手県教職員組合中央執行委員長
	齋 藤 秋 水	(株) 岩手めんこいテレビ代表取締役社長
	猿 子 恵 久	岩手県町村会雫石町長
	柴 崎 一 恵	もりおか女性の会会長
	瀬 川 愛 子	NPO法人岩手県地域婦人団体協議会会長
	高 橋 ト シ	岩手県ユニセフ協会花巻友の会
	田 中 健太郎	NHK盛岡放送局局長
	谷 藤 裕 明	岩手県市長会会長
	畠 山 大	(株) 岩手朝日テレビ代表取締役社長
	○藤 原 安 生	岩手県小学校長会常任理事
	増 子 義 孝	岩手県立大学名誉教授
監 事	磯 田 朋 子	岩手県消費者団体連絡協議会事務局長
	○大志田 明 徳	岩手県学校生活協同組合管理部長

評 議 員	梅 津 久仁宏	岩手県高等学校長協会会長
	○及 川 貴 也	(公社) 日本青年会議所東北地区岩手ブロック協議会会長
	小田島 順 造	岩手県私学協会会長
	小野寺 敬 作	岩手県農業協同組合中央会代表理事会長
	川 村 宗 生	(株) 川徳代表取締役社長
	菊 池 真 弓	ガールスカウト岩手県連盟長
	柴 田 和 子	盛岡ゾンタクラブ会長
	古 武 みどり	国際ソロプチミスト盛岡会長
	金 野 耕 治	岩手県労働組合連合会議長
	○佐々木 秀 市	日本労働組合総連合会岩手県連合会会長
	高 橋 克 彦	作家
	高 橋 富 一	岩手県商工会連合会会長
	○多 田 英 史	岩手県市町村教育委員会協議会教育長部会長
	智 田 恵 子	盛岡パイロットクラブ会長
	樋 下 光	盛岡ライオンズクラブ会長
	長 山 洋	(社) 岩手県社会福祉協議会会長
	野 田 喜代志	(株) エフエム岩手代表取締役社長
	松 田 恵美子	岩手県青年団体協議会会長
	宮 野 裕 子	(株) 盛岡タイムス社代表取締役社長
	向井田 敏 宏	日本ボーイスカウト岩手連盟事務局長
	○村 上 智加子	岩手県高等学校教職員組合執行委員長
	吉 田 美 映	いわて生活協同組合理事

事務局長 反 町 久 美

*○印は、前回から変更のあった方。

新聞記事

2021年12月11日

岩手日報

ニュースクリップ

■いわて生協が県ユニセフ協会に募金寄付
いわて生協（滝沢市、飯塚明彦理事長）は10日、県ユニセフ協会（会長・東根千万



億岩手日報社社長）に9～10月に緊急募金として集めた計288万円を寄付した。

贈呈式は盛岡市内丸の同社で行われ、藤原真帆常務理事＝写真中央＝が東根会長に目録を手渡した。藤原常務理事は「世界の子どもたちのために役立ててほしい」と思いを寄せ、東根会長は「コロナや自然災害の影響で世界の子どもたちは悲慘な状況にある。大きな善意を寄せていただいた」と感謝した。

いわて生協はアフガニスタンの政情不安やハイチの地震を受け、店舗の募金箱や宅配事業を通じて緊急募金を呼び掛けた。

2022年2月22日

岩手日報



地域スポット

◆盛岡レオクラブが3団体に寄付
盛岡地区の青少年の社会奉仕団体・盛岡レオクラブ（菊池美沙会長、20人）は19日、県内の3団体に活動の収益金計46万6500円を寄付した＝写真。

贈呈式は盛岡市内のホテルで行われ、関係者10人が出席。2021

年度事務局を務める盛岡ライオンズクラブの樋下光会長（56）が、県ユネスコ連絡協議会、盛岡ユネスコ協会、県ユニセフ協会の代表者にそれぞれ15万5500円の寄付金目録を手渡した。

1月に盛岡レオクラブが主催した世界のカレンダー展の収益金を寄付。各団体を通じ、恵まれない子どもたちの援助に役立ててもらおう。

県ユニセフ協会の石橋百合子専務理事（61）は「コロナ禍でなかなか募金活動ができないのでありがたい。これを励みに活動を広げていきたい」と感謝。樋下会長は「カレンダー展は今回で39年目となり歴史を重ねてきた。今後も主要事業として継続していきたい」と決意を新たに示した。

子どもたち支援 盛岡で緊急募金

県ユニセフ協会

県ユニセフ協会（会長・東根千万億岩手日報社社長）は5日、盛岡市菜園のカワトク前で、ロシア軍の侵攻を受けるウクライナの子どもたちを支援しようと緊急募金活動を行った。会員やボランティア8人が参加。冷たい雨が降る中、買い物客らに協力を呼び掛けた。反町久美事務局長

2022年3月6日

岩手日報

（62）は「連日ニュースで取り上げられているためか、市民の皆さんの関心もとても高い。ウクライナの子どもと、その家族のために協力いただきたい」と力を込める。

募金は同協会ホームページ



募金を呼び掛ける県ユニセフ協会員ら

ジからも可能。いわて生協（滝沢市、飯塚明彦理事長）は6日から、県内全15店舗に募金箱を設置し、ユニセフを通じて支援活動に役立てる。

ウクライナの子 支援へ募金活動

県ユニセフ協会

ロシアの侵攻により被害を受けたウクライナの子供たちを支援しようと、県ユニセフ協会は31日、盛岡市大通の「サンビル」前で募金活動を行った。

同協会がウクライナ支援の募金活動を行うのは3月5日に続いて2回目。この日はボランティアら8人が募金を呼びかけ、約2時間で5万円ほどが集まった。寄付金は日本ユニセフ協会に贈られ、ウクライナの子



ウクライナ支援のため、募金箱に寄付する男性（左）（31日、盛岡市で）

2022年4月1日

読売新聞

ウクライナ支援 募金を呼び掛け

県ユニセフ協会

県ユニセフ協会（会長・東根千万億岩手日報社社長）は31日、ロシアの侵攻を受けるウクライナ支援のため、盛岡市大通で募金活動を行った。

県産業会館前に会員やボランティア8人が集まり、通行人に協力を呼び掛けた。反町久美事務局長は「ウクライナの子どもたちにこれ以上、涙を流させないよう協力してほしい」と強調した。

募金活動は2回目。国連児童基金（ユニセフ）を通じてウクライナの子どもたちやその家族の医療費や保

ウクライナの子どもたちのため募金を呼び掛ける県ユニセフ協会の関係者



健康生などに活用される。次回は7日正午から同市大通のクロステラス盛岡で行う予定。

2022年4月1日

岩手日報

供とその家族への支援活動に充てられる。寄付をした盛岡市の教員及川郁穂さん（60）は「市民が犠牲となっており、人ごとではないと思った。傷ついた子供たちの学ば場を確保するために使ってほしい」と話した。県ユニセフ協会は7日正午から同市大通の「クロステラス盛岡」前でも募金活動を行う。



ウクライナ支援「募金」呼び掛ける組合員

ウクライナのため募金を

いわて生協が呼び掛け

平和願い浄財寄せる買い物客

いわて生協（飯塚明彦理事長）は、ウクライナ支援の緊急募金を始めた。8日は滝沢市のベルフ牧野林で組合員が募金と呼び掛けた。店内で反戦を訴え、買い物客は平和を願い、浄財を寄せた。募金はユニセフを通じてウクライナのために役立てられる。

いわて生協では6日「す」と訴える言葉がきっかけ、県内15店舗のサブスカーンターなどに募金箱を置いた。宅配では21日から4月15日まで、注文書に募金番号を記入して募金を受け付ける。

ポスターには「ウクライナでは今、750万人の子どもの命と生活が、差し迫った脅威にさらされています」とアピールして

いる。

いわて生協組合員活動チームぐらし活動グループの山崎宏美チーフは、「連日の報道を見て、自分たちにできることはないのか、何かしたいという思いで始めた。店頭や宅配を通じて、手軽に募金してほしい」と話した。

トンガ噴火の際は自然災害と人道危機への

支援で募り多額が集まった。ウクライナでも県民の善意を求めている。

募金した盛岡市の吉田満さんは「私たちが何をできるのかというジレンマを感じる。とても遠いところに見えるが、もしかしてアジアに災いが来ないとも限らない。一国の指導者の気まぐれでこんなことが起きてはならない」と話し、侵略に憤った。

店頭で募金箱を持つて並んだ滝沢市の組合員の井上登貴子さんは「歳末の募金ときより勢いが感じられる。毎日、ニュースで見ているからではないか」と話し、高い関心を受け止めていた。

新聞記事

2022年3月9日
盛岡タイムス



第1章 総 則

前 文 岩手県ユニセフ協会は、公益財団法人日本ユニセフ協会と岩手県ユニセフ協会との協力協定に基づき設立される。

(名 称)

第1条 本会は、岩手県ユニセフ協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を岩手県滝沢市に置く。

2 本会は、理事会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(目 的)

第3条 本会は、公益財団法人日本ユニセフ協会（「日本ユニセフ協会」）との協力協定に基づき、岩手県において、日本ユニセフ協会の定款目的を実現することを目的とする。

(活 動)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) ユニセフのための広報・啓発活動
- (2) ユニセフへの協力（募金）活動
- (3) 県内支援者、募金協力者、地方自治体、関係団体との協力
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な活動

第2章 運 営

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。任期は2年とし、再任を妨げない。補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(1) 理 事 30名以内

(2) 監 事 2名以内

(選 任)

第6条 理事及び監事は評議員会において選任し、理事の中から互選で次の役職者を選任する。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 3名以内

(3) 専務理事 1名

(4) 常務理事 若干名

(職 務)

第7条 会長は本会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時にはその職務を代行する。

3 専務理事は会長の意を受けて本会の業務を掌理する。

4 常務理事は理事会の議決に基づき、必要に応じて本会の業務を掌理する。

5 理事は理事会を構成し、本会の業務を議決し、執行する。

6 監事は本会の会計及び業務執行状況を監査する。

第3章 理事会

(権 能)

第8条 会長は毎年2回以上理事会を開催し、この規約に定めるもののほか、以下の事項について決議し、理事会の議長として理事会を運営する。

(1) 本会の事業計画と予算案

(2) 本会の事業報告と決算

(3) 本会の役員選出

(4) その他本会の業務に関する重要事項

(定足数)

第9条 理事会は、理事の3分の2以上の出席を要し、委任状をもって代わりとすることができる。

(議 決)

第10条 理事会の議決は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4章 評議員会

(評議員)

第11条 本会は評議員25名以上40名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、会長がこれを委嘱する。
- 3 評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。補欠または増員により選任された評議員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(評議員会)

第12条 評議員会は毎年1回以上開催する。

- 2 評議員会は、会長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 3 評議員会の議長は、評議会において互選する。

第5章 財産及び会計

(財産の管理)

第13条 本会の財産は会長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(事務局)

第15条 本会の事務を処理するために事務局を設け、理事会の議決を経て事務局長を置くほか、積極的にボランティアの参加を得るものとする。

第6章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第16条 この規約は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経なければ変更することができない。

(解 散)

第17条 本会は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経て解散することができ、残余財産については日本ユニセフ協会に寄付するものとする。

第7章 賛助会員

(賛助会員)

第18条 本会の主旨に賛同し、支援する個人又は団体を賛助会員とすることができる。

- 2 賛助会員は、本会の運営に関し、何らの権利及び義務を有しない。
- 3 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第8章 補 則

(補 則)

第19条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

付則 この規約は2011年4月1日から施行する。

公益財団法人日本ユニセフ協会が登記された日をもって実施日とする。

岩手県ユニセフ協会友の会規定及び運営細則

岩手県内のユニセフ活動

1. はじめに

- (1) 1949 年（昭和 24 年）、戦後の日本の子どもへのユニセフ緊急支援として「学校給食の粉ミルク」が始まりました。県内で最初に支援を受けたのは、盛岡市大慈寺小学校でした。
学校給食粉ミルク支援は、1964 年（昭和 39 年）までの 15 年間、総額約 65 億円となりました。
1955 年（昭和 30 年）、財団法人日本ユニセフ協会が設立し、学校給食の恩返しとして「学校募金」が始まり、県内の学校の募金活動が始まりました。
- (2) 県内の生協は、1979 年（昭和 54 年）国際児童年に I C A（国際協同組合同盟）がユニセフ（国際連合児童基金）の呼びかけに賛同し、日本生協連もこれに応じて「バケツ一杯の水を送ろう」とユニセフ支援がスタートしました。東北の生協が進めている指定募金は、今まで、インド、ネパール、東ティモールと継続して取り組み、ユニセフスタディーツアーに参加し現地の状況やユニセフ支援状況を組合員にお知らせしています。
- (3) 花巻友の会は、1989 年（平成元年）日本ユニセフ協会花巻友の会として活動をスタートしました。
林正文会長（妙圓寺住職）は、戦病死した父親の意志を引き継ぎ、「世界中の子どもたちの幸せを願い、次の世代へ平和を手渡したい」という強い思いを込めて、日本ユニセフ協会花巻友の会を設立し、多くの方々が活動に参加しています。
- (4) 県内でユニセフ支援活動をしている学校・企業・花巻友の会の方々と協力し、活動交流と準備期間を経て、2001 年 12 月、財団法人日本ユニセフ協会岩手県支部を設立しました。
日本ユニセフ協会花巻友の会は、日本ユニセフ協会岩手県支部を構成するメンバーとして協力し、活動をすすめてきました。
- (5) 2011 年 4 月、新公益法人法の下、日本ユニセフ協会は「公益財団法人日本ユニセフ協会」に移行しました。移行に伴い日本ユニセフ協会と岩手県支部は「協力協定」を結び、名称を「岩手県ユニセフ協会」に変更しました。
活動をすすめていく上で、これまでの組織体制を継続し、県内におけるユニセフ活動の中心的な役割を果たし、岩手に根ざしたユニセフ活動をめざしてきました。

2. 友の会規定

県内にユニセフ活動を広めていくために、岩手県ユニセフ協会規約第 2 条第 2 項に基づき友の会規定及び運営細則。

岩手県ユニセフ協会友の会規程

本規定は、岩手県ユニセフ協会（以下県協会と称する）規約第 2 条第 2 項に基づき設置する友の会について定める。

(友の会)

第 1 条 従たる事務所を友の会として設置し、友の会事務局を置く。

(友の会事務局の要件)

第 2 条 友の会は賛助会員からなる複数の構成員を以て友の会事務局を構成する。

2 友の会は責任者と従たる事務所の電話番号を県協会に登録し、必要な時に協会と連絡を取ることができ

ることを要する。

- 3 友の会事務局は年3回以上会議を持ち、活動計画書並びに活動報告書を作成し、かつ活動の進行点検を行わなければならない。活動計画書・活動報告書は作成後速やかに県協会に提出することを要す

(活 動)

第3条 友の会は、県協会の方針に基づき、当該地域において次の活動を行う。

- 1 ユニセフ及び開発途上国に関する広報・啓発活動
- 2 ユニセフへの協力（募金）活動
- 3 当該地域の会員との連携活動
- 4 その他協会の目的を実現するために必要な諸活動

(費 用)

第4条 友の会は年度活動計画を事前に作成し、費用とともに県協会の許可を必要とする。年度は県協会と同一とする。

- 2 県協会は友の会の活動に対し必要な費用のうち事前協議承認活動はその承認費用全額を、臨時の活動は協議して一定限度額の助成を行う。
- 3 友の会は活動ごとにその収支をまとめ清算を行い県協会に報告しなければならない。また各年度の収支に関して帳簿を作成し、県協会に報告しなければならない。

(監 査)

第5条 県協会は、友の会に対して業務上及び経費上の助言及び監査を行うことができる。

(解 散)

第6条 県協会は、次の場合には、書面で通知することにより友の会を解散させることができる。

- イ) 友の会が当該地域において十分な活動または運営を維持できなくなったと認めた場合
 - ロ) その他、相当な事由があると認めた場合
- 2 県協会は、解散を命じる前に、県協会に対して事情を説明する十分な機会を友の会に与えなければならない。ただし、即刻しないと多額の損害が発生するおそれがある等特別な事情がある場合はこの限りでない。
 - 3 解散通知は、県協会が発信した3日後に友の会に到達したものとみなす。
 - 4 解散を命じられた友の会は、解散通知が到達した日以後、次のことを行ってはならない。
 - イ) 県協会を示すすべての名称・ロゴマーク・表示等（登録の有無にかかわらず）を使用すること
 - ロ) 県協会の名において、又は県協会の代理人として行動すること
 - ハ) 県協会に関する活動を行うこと

(責 任)

第7条 友の会は、次の場合には県協会の損害・名誉または信用を回復するための措置を、責任をもって講じなければならない。

- イ) 県協会に損害を与えた場合
- ロ) 県協会の名誉または信用を毀損した場合
- ハ) 県協会の社会的評価を低下させるような行為を行った場合

(規程の運用)

第8条 本規定の運用に関する詳細については、岩手県ユニセフ協会友の会運営細則および岩手県ユニセフ協会運営内部規定に定める。

2016年11月29日制定

岩手県ユニセフ協会友の会運営細則

この友の会運営細則は、岩手県ユニセフ協会（以下県協会と称する）友の会規定を補完するものである。

1. 友の会の設置

- ・友の会の設置は、県協会だけでは岩手県全域に対し十分な対応ができないため、県内にユニセフ支援活動を展開したいという趣旨に基づくものであり、沿岸部、県南部、県北部にも視野に入れて活動していく。
- ・友の会については県協会から「友の会認定証」を発行する。

2. 友の会基盤の整備

- ・友の会は友の会規程第2条によるほか以下の要件を備えるよう努めるものとする。
 - イ) 会員により、10名以上で構成することが望ましい。
 - ロ) 年3回以上会議を開催することとし、活動のまとめと活動計画を策定することとする。
 - ハ) 友の会は会長1名と事務所（住所・電話等）を県協会に登録しなければならない。また必要に応じて副会長、事務局長を設置することができる。
- 会長、事務局長並びに事務所（電話等）を変更したときは、速やかに協会に届け出るものとする。

3. 活動

- ・友の会は友の会規程第3条による活動を行うに当たり以下の事項について留意することとする。
 - イ) 広報・啓発活動に当たっては、ユニセフ、日本ユニセフ協会並びに県協会の発行する視聴覚資材を活用できるように、常に県協会と連携し必要な準備を行うものとする。
 - ロ) 募金については、県協会からの「友の会認定証」をもって行うものとする。日本ユニセフ協会への送金処理については、県協会のコードが記入された振込用紙を以て行うものとする。また、月次で募金記録を県協会に報告するものとする。
 - ハ) 日本ユニセフ協会の賛助会員は協力協定により県協会が情報を共有できているが、友の会が働きかけを行う必要が出たときは、事前に県協会に申請して許可を得るものとする。

4. 費用

- ・友の会は新年度が始まる2か月前までに次年度の活動計画書及び予算書を、各年度が始まってから1カ月以内に前年度の活動報告書及び決算書を提出しなければならない。
- ・県協会は上記提出された資料に基づき検討し、友の会の活動に必要な費用を予算化するものとする。実際の支出は友の会が活動を実施する都度申請して支給を受け、終了後ただちに清算するものとする。上記事前計画のない活動については、都度事前に県協会と協議して承認を受けるものとする。
- ・友の会は銀行または郵便局に専用口座を開設し、募金の管理及び費用の入出金管理を行うものとする。また、募金については別途記録を付け、5年間は保存するものとする。

5. ユニセフの名称・ロゴおよびマーク

- ・友の会は、友の会が主催するユニセフのための広報・啓発教育・募金活動・学習などに、「ユニセフ」の名称・ロゴおよびマークを使用することができる。ただし、友の会とユニセフが同一組織であるかのような印象を与えないように、活動の主体が「友の会」であることを明記しなければならない。
- ・友の会は、管轄地域においてユニセフ協力活動のために「ユニセフ」の名称・ロゴおよびマークの使用申請が第三者からあった場合には、県協会に事前に申請し、県協会の承認を得て、使用を許可することができる。
- ・友の会は、管轄地域においてユニセフ協力活動のために「友の会」の名義の使用を第三者に許可する場合には協会に事前に連絡し、協会の承認を得るものとする。

- ・友の会は、ユニセフの広報活動・募金活動などに、ユニセフの写真を使用することができる。その場合必要の都度県協会に連絡し、また掲載時には「ユニセフの写真」であることを明記するものとする。

6. その他の重要事項

- ・友の会は、友の会規程及び運営細則に定められていない重要事項に関しては、県協会と協議するものとする。

2016 年 11 月 29 日制定

事務局

岩手県ユニセフ協会

〒020-0690 岩手県滝沢市土沢220-3 いわて生協本部2F
TEL 019-687-4460 FAX 019-687-4491
E-mail : sn.iunicef_jwate@todock.coop

